

広島県教育委員会訓令第二号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

広島県教育委員会
委員長 天野 肇

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

6 級			4 級	3 級	6 級	6 級	
5 級	2級の41号給以上	3級の16号給以下 2級の53号給以上	3級の5号給以上	2級の9号給以上	5 級	5 級	

を

6 級	特2級の89号給以上		4 級	3 級	6 級	6 級	
5 級	特2級の88号給以下 2級の41号給以上	3級の16号給以下 特 2 級 2級の53号給以上	3級の5号給以上	2級の9号給以上	5 級	5 級	

に改める。

別表第二中

5 級			3 級		5 級	5 級	
-----	--	--	-----	--	-----	-----	--

を

5 級	特 2 級	特 2 級	3 級		5 級	5 級	
-----	-------	-------	-----	--	-----	-----	--

に改める。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。